

# 資料 1

## 平成30年度 障害者差別解消法受付台帳

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
1	H30. 6. 11	知的障害者の保護者	民間事業者	話すことがままならない、判断能力が乏しいという理由でデジタルカードが作れなかったが、その対応について正しかったのか確認したい。	民間事業者に確認したところ、社内の取り決めで、お断りしたとのことであった。しかしながら、当事者同士がお互い、理解しあえる話し合いをするようお願いし、相談者にもその旨を伝えた。
2	H30. 6. 15	知的障害者の保護者	民間事業者	理髪店において、同行したヘルパーが補装具を付けたまま散髪の椅子に移乗したところ、椅子を傷つけてしまった。次に利用した際には、装具を外し移乗したが、次回からは車椅子のまま散髪し、シャンプーや髭剃りはなしでの対応したいと言われ、息子が傷ついた。	相談者は事例として記録してほしいとのことであったため、事業者に対して障害者差別解消法について説明して終結。
3	H30. 6. 22	匿名	教育機関	学校の教員が高圧的で、配慮に欠けた言葉を使うので相談しにくい、教員の態度を改めるためにはどこに相談したら良いか知りたいとのこと。	学校の校長や副校長に相談するほか、東京都の特別支援教育推進室を紹介した。
4	H30. 7. 30	民間事業者	-	車椅子を利用している障害者から「誰でもトイレ」は、車椅子専用にと恫喝され、対応した職員の氏名等をインターネットに掲載されてしまった。今後、区にも報告すると言っていたので、事前に連絡したとのこと。	その後、車椅子利用者の方からは区に対して連絡はなし。
5	H30. 8. 2	呼吸器系疾患者	鉄道事業者	喫煙所が併設された駅ホームの喫煙店の排煙口から、煙草の煙がホームに流れてきており、相談者に害を及ぼしている。	保健所とともに訪問し、現場を確認した。今後の予定している駅改修工事の際に、撤去することを確認し、相談者に報告した。

No.	受付日	相談者	相手方(事業者等)	相談内容	対応内容
6	H30.9.18	行政機関	-	職員の事務のミスにより利用者との間に誤解を生じてしまった。	内容はあくまでも事務のミスのミスであり障害を理由とする差別とは言い難かった。その後、施設職員のスキルアップのために、障害者の差別解消について研修を行うこととした。
7	H30.9.19	精神障害者	行政機関	担当職員の対応が悪く、就職もうまくいかず、借金を背負ってしまった。その職員の態度を改めてほしい。	翌日、再度の電話があり、伝えたいことがあれば自分で言うとのこと。担当の係長と情報共有を行った。
8	H31.1.10	知的障害	行政機関	大きな声を出すという理由で、担当職員から通所施設を利用できない旨の説明をされた。	事実確認を行ったところ、確認不足、説明不足があったことから、担当職員及び相談者に対して、お互いが納得する話し合いをすることを願いました。
9	H31.2.4	視覚障害者	民間事業者	買い物をした際に、クレジットカードで支払いをしようとしたが、カード裏面に署名がなかった。一緒にいた友人に代筆をお願いしたが、店側に認めてもらえず、障害者手帳を提示したが、一方的な感じで拒否された。	事業者は障害者差別解消法の趣旨と記載すべき場所にガイドをあてるなどの配慮により、記入できる可能性があることを伝えた。事業者は、今後、障害者差別解消法について周知・徹底することのこと。なお、相談者には、事業者の今後の対応とIC支払いなどの情報提供をした。

# 資料 2

## 平成30年度 江東区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

平成30年度の目標内容		目標達成状況
①物品及び役務の種別毎に前年度の実績額を上回る ②前年度の実績を上回る ③その他	③その他の内容	
③	予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。	○

調 達 先	物品						役 務						合計 (物品+役務)		うち 随意 契約															
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起し		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		合計 (物品+役務)		うち 随意 契約			
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)		
就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労移行支援 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	3	277909	7	864791	44	5507172			54	6649872	11	1419170	2	12353580	4	1074717					18	14960867	72	21610739						
共同受注窓口		9	50730					9	50730												0	0	9	50730						
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体								0	0												1	807711	1	807711						
計	3	277909	16	915521	44	5507172	0	0	63	6700602	11	1419170	0	0	2	12353580	4	1074717	0	0	19	15768578	82	22469180	0	0				

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の品目分類例を参照の上作成。  
 ※ 昨年度の目標内容については、①、②、③を選択。③を選択した場合は右欄にご記入ください。  
 ※ 目標達成状況では、○(達成)、△(一部達成)、×(未達成)で選択してください。

## 令和元年度江東区による障害者就労施設等からの 物品等の調達方針

### 1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、江東区（以下「区」という。）が令和元年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 調達方針

#### （1）調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

#### （2）対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設

（ア）障害者支援施設

（イ）地域活動支援センター

（ウ）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

（エ）障害者の地域における作業活動の場として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

イ 障害者を多数雇用している企業

（ア）国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社） ※1

※1 障害者雇用を目的として設立された子会社のことで、子会社で雇用された障害者は、親会社の雇用率に算定できる。

(イ) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所） ※2

※2 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- 1) 障害者の雇用者数が5人以上
- 2) 障害者の割合が従業員の20%
- 3) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障害者等

(ア) 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障害者）

(イ) 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

#### 4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

#### 5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

##### (1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を、庁内各課に対して行う。

##### (2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

##### (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

#### (4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を、各課で積極的に活用すること。

#### (5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

### 6 調達実績の公表

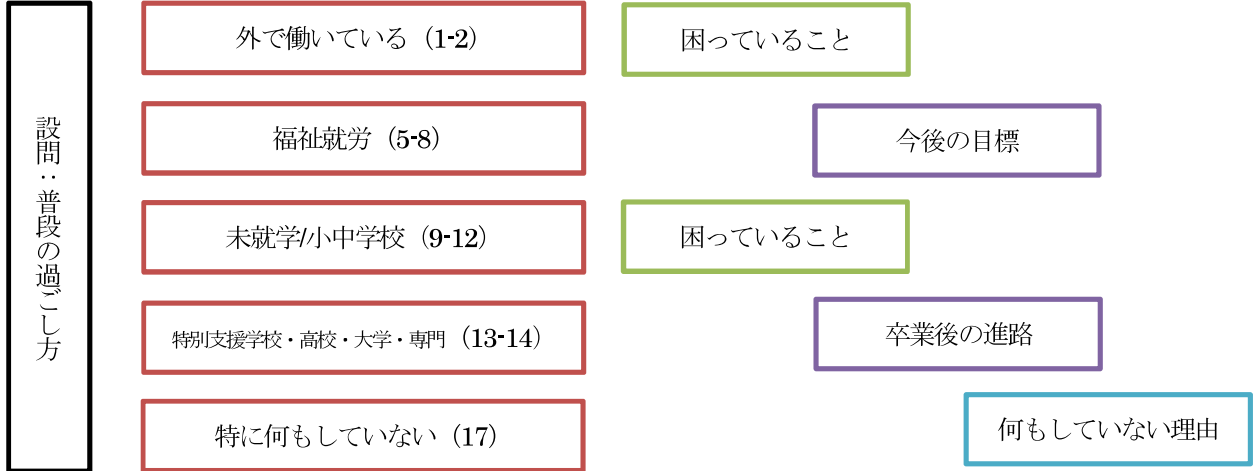
区は、調達実績について、年度終了後に、その概要をとりまとめ、公表するものとする。

### 7 その他

区は、障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

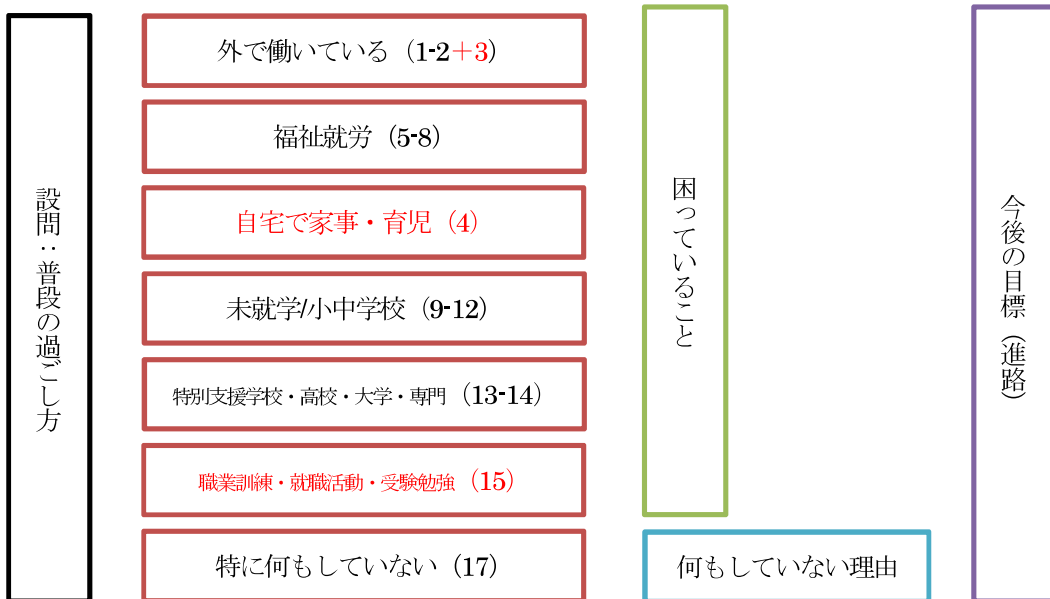
1. 【2 仕事や学校生活について】

<前回調査> ※発達/重症心身障害除く



※ID3：自宅で働いている/ID4：自宅で家事・育児/ ID15：職業訓練・就職活動・受験勉強には、何も聞いていない

<調査(案)> ※発達/重症心身障害除く







設問3 設問1で5-8を選んだ方にお聞きします。「普段の活動において困っていること」についてあてはまるもの1つに○をつけてください。また、「今後の目標」についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

<困っていること>

- (1) 仕事内容が、自分の能力や希望に合っていない
- (2) 指導員とのコミュニケーションの取り方が難しい
- (3) 施設のバリアフリー化が不十分である
- (4) 通所時間などの配慮が不十分である
- (5) 通所距離・時間、通所時の混雑が負担に感じる
- (6) 定期的な通院や健康管理との両立が難しい
- (7) 施設に相談できる人がいない
- (8) 施設のことを相談する人や場所がない
- (9) その他 ( )

<今後の目標>

- (ア) 会社等に就職する (一般就労)
- (イ) 自宅で働く (家業を継ぐ、在宅就業など)
- (ウ) 一般就労に向け、職場実習や職業訓練を受ける
- (エ) 今通っている施設に引き続き通う
- (オ) 今通っている施設をやめて他の施設に通う
- (カ) その他 ( )

設問4 設問1で9-15を選んだ方にお聞きします。「普段の活動において困っていること」についてあてはまるもの1つに○をつけてください。また、「今後の目標」についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

<困っていること>

- (1) 通学が体力的につらい
- (2) 先生と友達、他の保護者に気をつかう
- (3) 学校や園、クラスメートや保護者の理解が足りない
- (4) 学習環境などが障害に対応していない
- (5) その他 ( )
- (6) 特にない

<今後の目標>

- (ア) 会社等に就職する (一般就労)
- (イ) 自宅で働く (家業を継ぐ、在宅就業など)
- (ウ) 自分の会社・店などを持つ (起業する)
- (エ) 就労移行支援の事業所に通う
- (オ) 就労継続支援 (A型) の事業所に通う
- (カ) 就労継続支援 (B型) の事業所に通う
- (キ) 生活介護の事業所に通う
- (ク) その他 ( )
- (ケ) まだ決めていない

設問5 設問1で17を選んだ方にお聞きします。何もしていない理由についてあてはまるもの1つに○をつけてください。また、「今後の目標」についてあてはまるもの1つに○をつけてください。

<何もしていない理由>

- (1) 障害ため、仕事や作業ができる状態にない
- (2) 通勤・通所が難しい
- (3) 自分の希望や能力に合った仕事や活動の場がない
- (4) 受け入れてくれる職場・施設がない
- (5) 職場・施設内での人間関係に不安がある
- (6) 職場・施設内での障害理解に不安がある
- (7) 仕事・作業への意欲・自身がない
- (8) 自分に何ができるかわからない
- (9) その他 ( )
- (10) 特に理由はない

<今後の目標>

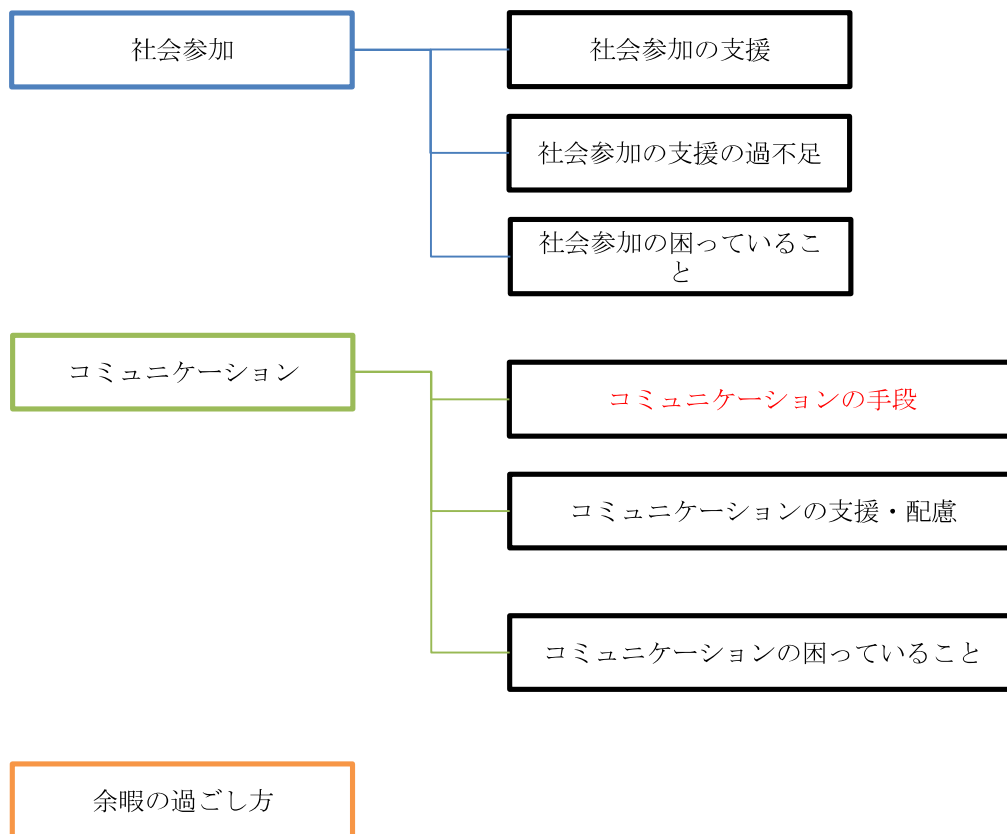
- (ア) 会社等に就職する (一般就労)
- (イ) 自宅で働く (家業を継ぐ、在宅就業など)
- (ウ) 自分の会社・店などを持つ (起業する)
- (エ) 就労移行支援の事業所に通う
- (オ) 就労継続支援 (A型) の事業所に通う
- (カ) 就労継続支援 (B型) の事業所に通う
- (キ) 生活介護の事業所に通う
- (ク) その他 ( )

## 2. 【3 社会参加やコミュニケーションについて】

<前回調査 設問の構造>

		身体・知的	精神	発達	難病	重心	高次脳
1	社会参加の支援	○	○	○	○	○	○
2	社会参加支援の過不足	○	○	○	○	○	○
3	社会参加の困っていること	○	○		○	○	○
4	コミュニケーションの困っていること	○				○	○
5	社会参加・コミュニケーションの要望	○	○		○	○	○
6	余暇の過ごし方		○				
7	コミュニケーションの心配			○			
8	コミュニケーションの配慮			○			

<今回調査 設問の構造 (案) >



設問1 次のサービスについて、1カ月当たり平均してどれくらい利用していますか？1カ月当たりの回数、1回あたりの時間ならびに時間数での過不足をお答えください。

	1カ月の回数	1回の時間	時間数での過不足	
1.同行援護※視覚障害の方	回	時間	1.十分	2.不十分
2.行動援護 ※視覚障害の方・知的障害の方	回	時間	1.十分	2.不十分
3.移動支援	回	時間	1.十分	2.不十分
4.手話通訳※聴覚障害の方	回	時間	1.十分	2.不十分
5.要約筆記※聴覚障害の方	回	時間	1.十分	2.不十分
6.これらのサービスは利用していない				

設問2 社会参加や余暇活動などで外出をするとき、困ることはありますか。もっともあてはまる3つを選んでください。

1. 道路や駅などが利用しづらい
2. 電車やバスなどの公共交通機関が利用しづらい
3. 利用する建物の設備が、障害に対応していない
4. 必要な介助者が確保できない
5. 手話通訳、文字表示、点字などの配慮がされていない
6. FAX 番号やメールアドレスなどの連絡方法が整備されていないので、参加連絡や問い合わせができない
7. 障害に対する周囲の人々の理解が足りない
8. 障害を理由に、施設、お店などの利用を拒否される
9. その他 ( )
10. 特にない

設問3 社会参加の支援サービスについてどのような要望がありますか。

1. 利用しやすくしてほしい
2. 利用できる時間帯を増やしてほしい
3. ホームヘルプの事業所が増えてほしい
4. ヘルパーの質を上げてほしい
5. 手話通訳や点訳・音訳などができる人が増えてほしい
6. その他

設問4 日常的に情報を入手する方法としてもっともあてはまるものを選んでください。

1. インターネットの検索サイトで検索する
2. インターネットの質問サイトで質問したり、SNS で質問したりする
3. 本や雑誌等で調べる
4. 家族や知人に聞く
5. 専門家に聞く
6. 区役所や支援機関等の窓口で聞く（電話や訪問）
7. 日常的に情報を取得する習慣がない

設問5 日常的に利用するコミュニケーション方法としてもっともあてはまるものを選んでください。

1. 対面での会話（手話を含む）
2. 電話・携帯電話・スマートフォンでの通話
3. パソコン・スマートフォンでのテレビ電話
4. パソコン・携帯電話・スマートフォンでのメール
5. パソコン・スマートフォンでの SNS
6. 手紙・FAX
7. その他（ ）

設問6 日常的なコミュニケーションの際に心配なことは何ですか。

1. 自分の思っていることをうまく相手に伝えられない
2. 読み書きが苦手
3. 相手がどのように感じているのか理解するのが難しい
4. 大きな音や特定の音に敏感に反応してしまう
5. 感情のコントロールが苦手
6. その他（ ）

設問7 日常的な情報収集やコミュニケーションの際に配慮してほしいことは何ですか。

1. ゆっくり、やさしい口調で話しかけてほしい
2. 注意するとき、禁止後・命令後は避けてほしい
3. リラックスできる雰囲気を作ってほしい
4. コミュニケーションボードを活用してほしい
5. 質問するっと期は、具体的に聞いてほしい
6. 同時に複数のことは言わないでほしい
7. その他（ ）

### 3. 【3 障害者スポーツについて】

設問1 あなたはスポーツ・レクリエーションを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。(学校での授業や行事、部活動は含めません)

1. 週に3日以上(年151日以上)
2. 週に1-2日(年51-150日)
3. 月に1-3日(年12-50日)
4. 3カ月に1-2日(年4-11日)
5. 年に1-2日
6. スポーツ・レクリエーションは行っていない

設問2 あなたがスポーツ・レクリエーションを行う目的はどのようなものですか。

1. 健康の維持・増進のため
2. 気分転換・ストレス解消のため
3. 楽しみのため
4. 友人や家族との交流のため
5. 健常者との交流のため
6. 体系維持・改善のため
7. リハビリテーションの一環として
8. 目標や記録への挑戦のため
9. その他

設問3 あなたがスポーツ・レクリエーションを行う場所はどこですか。

1. 公共スポーツ施設(体育館/グラウンド/プール/トレーニング室)
2. 民間スポーツ施設(体育館/グラウンド/プール/トレーニング室)
3. 公立小中学校(体育館/グラウンド/プール)
4. 障害者スポーツ専用・優先施設(体育館/グラウンド/プール)
5. 公園
6. 自宅
7. その他

設問4 あなたがスポーツ・レクリエーションを行う際に困っていることは何ですか。

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 1. 交通手段・移動手段がない                   | 12. 時間がない                                   |
| 2. スポーツ・レクリエーションをできる場所がない         | 13. 体力がない                                   |
| 3. 祖世知がバリアフリーでない                  | 14. 医者に止められている                              |
| 4. 施設に利用を断られる                     | 15. 障害に適したスポーツ・レクリエーションがない                  |
| 5. スポーツ・レクリエーションがどこでできるのか情報が得られない | 16. やりたいと思うスポーツ・レクリエーションがない                 |
| 6. どんなスポーツ・レクリエーションができるのか情報が得られない | 17. スポーツ・レクリエーションが苦手である                     |
| 7. 指導者がいない                        | 18. スポーツ・レクリエーションでけがをするのではないかと心配である         |
| 8. 介助者がいない                        | 19. 人の目が気になる                                |
| 9. 仲間がいない                         | 20. 一緒にスポーツ・レクリエーションをする人に迷惑をかけるのではないかと心配である |
| 10. 家族の負担が大きい                     |   |
| 11. 金銭的な余裕がない                     |   |
| 21. その他                           |   |
| 22. 特にない                          |   |

## 指定特定相談支援事業について

### 1. 指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移

	H25. 3	H26. 3	H27. 3	H28. 3	H29. 3	H30. 3	H31. 3
事業所数	4	6	18	29	30	29	28
相談支援専門員数	5(4)	11(8)	36(23)	53(30)	54(33)	54(33)	54(32)

( ) 内は兼務職員の数

### 2. 計画相談実績の推移

		H25. 3	H26. 3	H27. 3	H28. 3	H29. 3	H30. 3	H31. 3
障 害 者	受給者数	2,264	2,438	2,581	2,753	2,900	2,981	3,113
	計画作成済 (うちセルフプラン)	12 (0)	143 (0)	662 (33)	2,445 (807)	2,802 (500)	2,981 (994)	3,113 (984)
	達成率 (%)	0.5	5.9	25.6	88.8	96.6	100.0	100.0
	セルフプラン 率 (%)	0.0	0.0	5.0	33.0	17.8	33.3	31.6
障 害 児	受給者数	458	781	927	1,138	1,331	1,372	1,647
	計画作成済 (うちセルフプラン)	19 (0)	60 (0)	395 (0)	1,138 (260)	1,331 (227)	1,372 (369)	1,647 (593)
	達成率 (%)	4.1	7.7	42.6	100.0	100.0	100.0	100.0
	セルフプラン 率 (%)	0.0	0.0	0.0	22.8	17.1	26.9	36.0

### 3. 事業所への支援

「特定相談支援事業所就業・定着促進事業」の実施（27年度～）

（相談支援専門員の育成及び確保に係る事業）

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

○ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

○ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

○ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

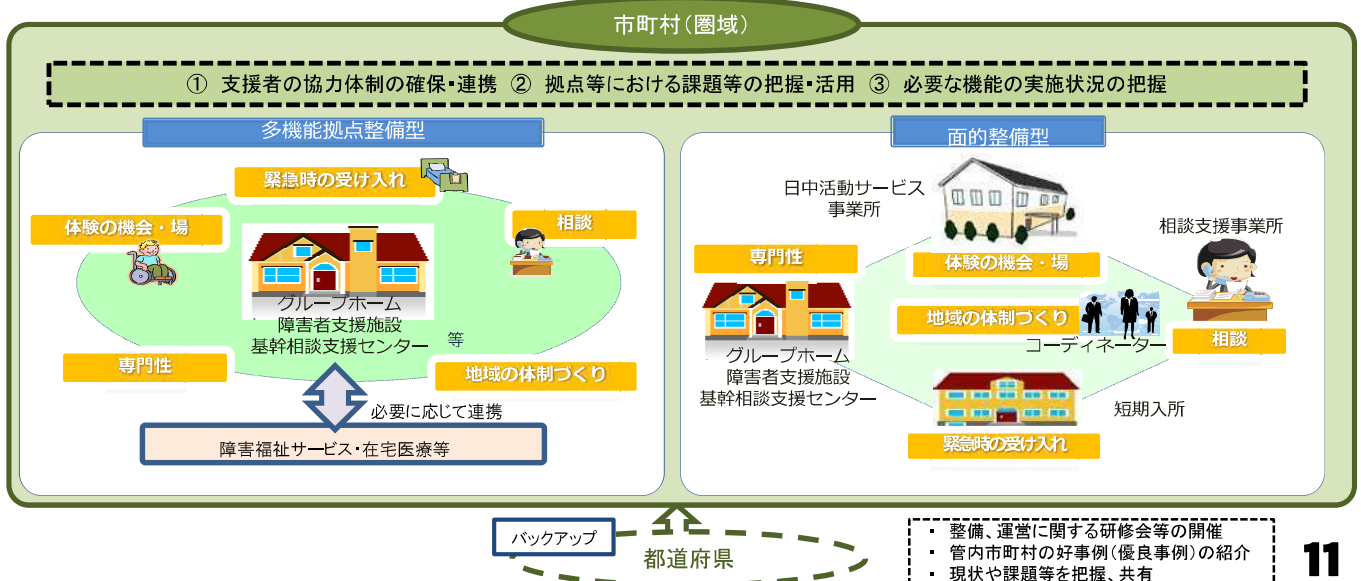
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。





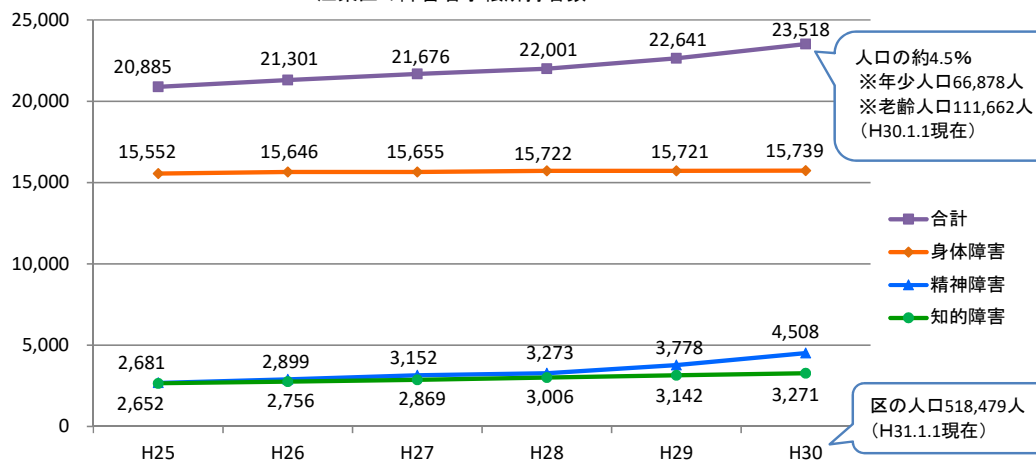
# 江東区の障害者福祉施策の考え方 ～地域生活支援拠点等の整備による障害者のくらしの支援～

## <目指す姿> 障害のある人もない人も、ともに支えあい、地域で安心して暮らすことのできる共生社会

### 区の障害者施策における現状と課題

- ・本区の人口は、他の自治体に類を見ないほど増加の一途を辿っており、また障害者数も精神障害者・知的障害者を中心に増加傾向にある。
- ・医療の発展や長寿化により、障害の重度化・障害者や介護者の高齢化が進んでおり、「障害者の親亡き後」への対応を含めた障害者の自立支援と地域生活への移行促進、医療的ケアが必要な障害者（児）への支援の必要性が高まっている。
- ・障害者施策に求められる需要は年々変化し、多様化・複雑化してきている。そうした中で、地域福祉の観点から関係機関と適切に連携し、それぞれの障害特性を踏まえたきめ細かで適切な支援を行っていくことにより、障害者一人ひとりが望む地域生活の実現に向けて地域で支える仕組みづくりを進めていく必要がある。

江東区の障害者手帳所持者数



### 取組みの方向性

江東区障害者計画(障害者基本法に基づく障害者施策の基本的事項をまとめた計画期間6年の基本計画)、江東区障害福祉計画(障害福祉サービスに関する計画期間3年のサービス見込量の計画)、江東区障害児福祉計画(障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画期間3年の計画)に基づき、以下の取組みを進めていく。

#### (1) 障害者の自立・社会参加の促進

障害者が安心して心豊かに暮らすためには、社会全体の障害への理解が不可欠であることから、障害への理解促進、啓発・広報活動に努める。また、通所支援・就労支援等を通じて自立を支援するとともに、移動支援等による障害者の社会参加を促進するほか、保健や児童福祉等関連部署との連携強化によって適切に支援できる体制を構築する。

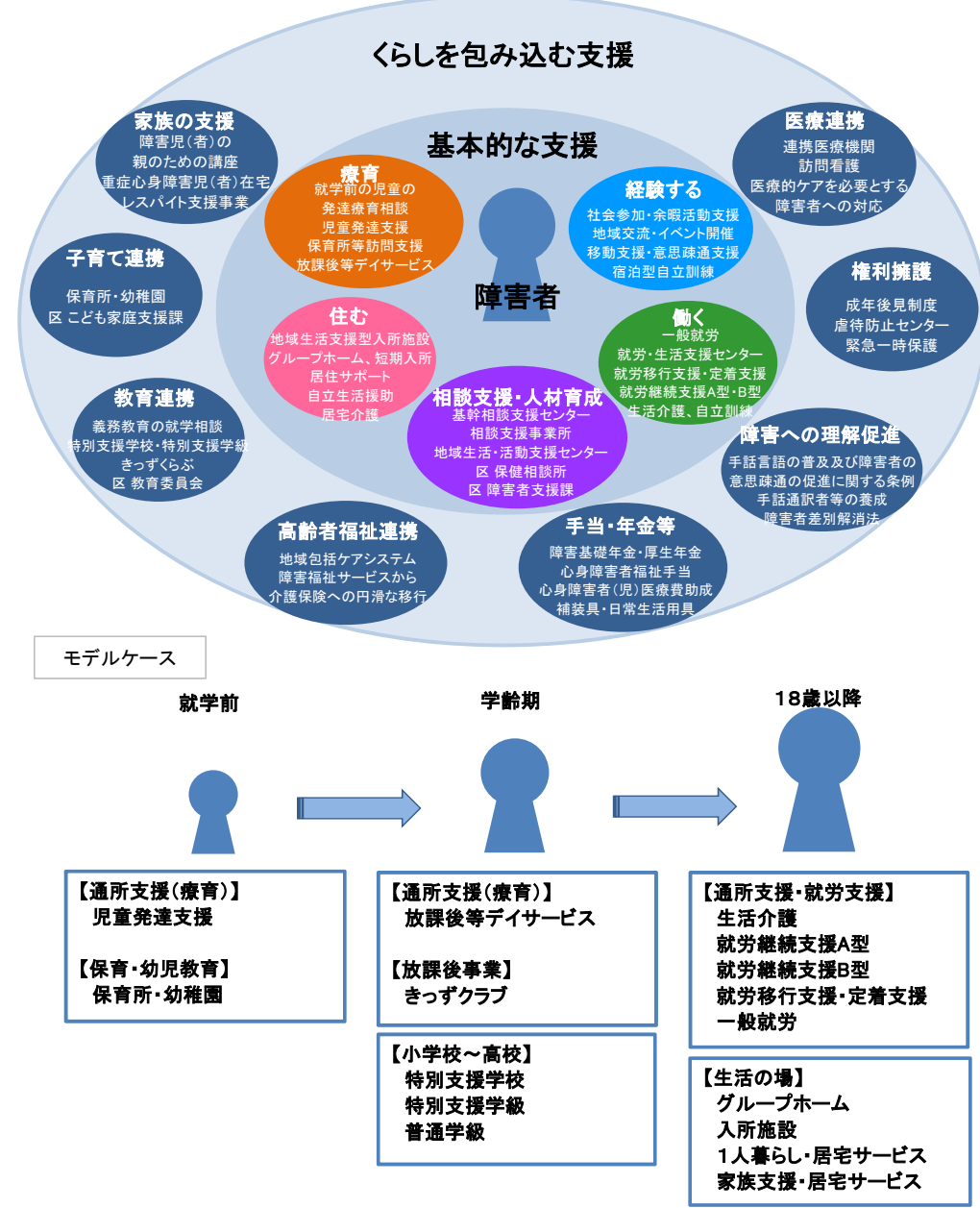
#### (2) 障害者施設の整備・充実

障害の重度化・障害者や介護者の高齢化に対応するため、基幹相談支援センターの設置等による相談支援体制の強化、地域生活支援型入所施設整備やグループホームの整備を行う。  
老朽化した区立施設については計画的かつ効率的に改修・改築を実施し、必要に応じて実施事業の見直しを行う。また障害の重度化、医療的ケアに対応できる障害者通所支援施設等の整備を進める。

⇒障害者が安心して生活できるよう地域全体で支える地域生活支援拠点等を構築する。

### 目指す姿 <障害特性を踏まえた、ライフステージに合わせた適切な支援の提供>

※ 主なサービスを記載



# 基幹相談支援センターの設置

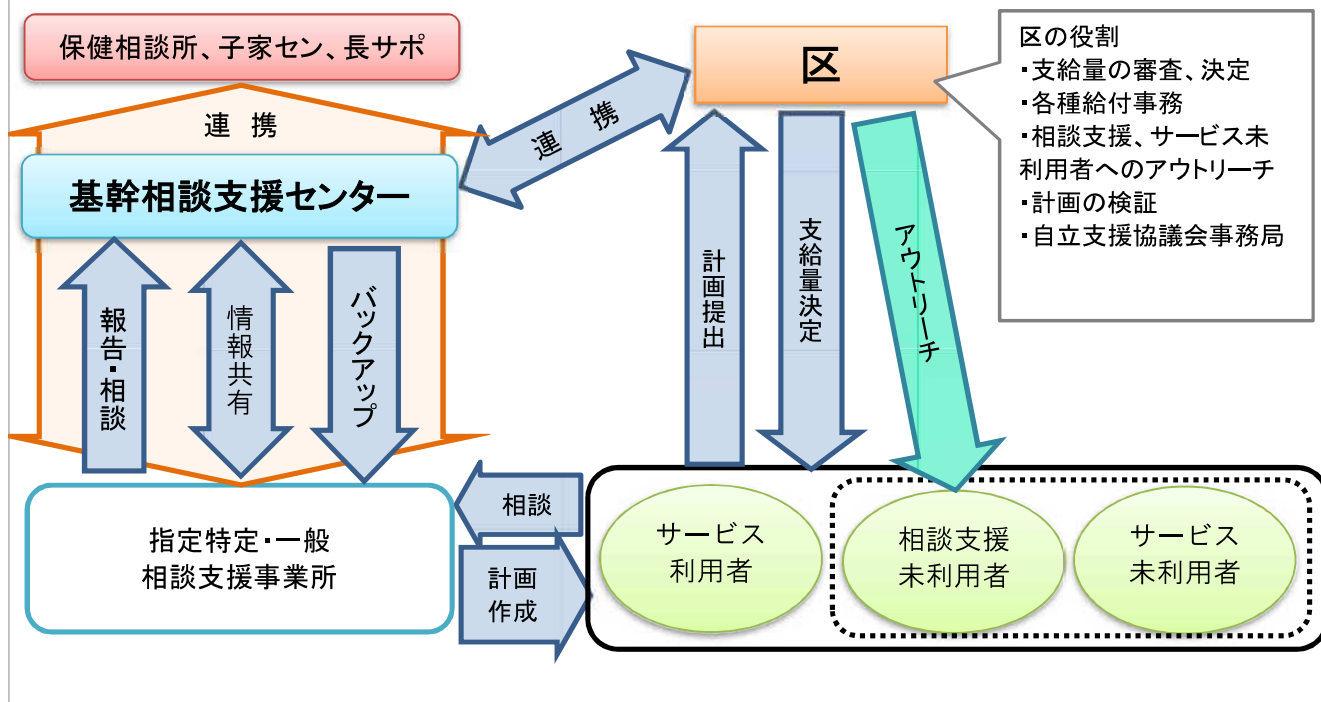
資料 7-2

## 現状と課題

- ① セルフプランは障害者(又は保護者)のエンパワメントの観点から、本来、障害者が自ら選択すべきものである。しかし、特定相談支援事業所や相談支援専門員が、困難事例の計画の作成方法について相談やアドバイスを求める機関が区内に存在せず、特定相談支援事業所数や相談支援専門員の数が少ないため、多くの障害者(又は保護者)がセルフプランでの計画作成を余儀なくされている実情がある。
- ② 平成31年4月1日現在、区内の相談支援事業所は28事業所、相談支援専門員は53人、サービス等利用計画の約30%をセルフプランが占める。本区の障害者数は毎年増加傾向にあり、障害者が適切な障害福祉サービスを受けるためには、相談支援体制の充実が喫緊の課題である。
- ③ できるだけ多くの障害者のサービス等利用計画が適切に作成されるよう、基幹相談支援センターを設置するとともに、特定相談支援事業所及び相談支援専門員を増やす必要がある。これに加えて、指定特定相談支援事業所の底上げ、相談支援専門員の育成といった質の確保も重要である。
- ④ 基幹相談支援センターは国の地域生活支援事業に位置づけられることから、一定の自治体負担が生じる事業であり、委託法人の選定や開設場所の確保及び運営経費が課題となる。

## 目指すべき姿 <基幹相談支援センター>

- ①相談支援事業所の底上げ(情報提供・連絡会の開催、事業者間の連携構築)
- ②専門的人材の育成(区と共同で各種研修の企画・運営)
- ③地域課題の把握・共有(事業所連絡会を開催、自立支援協議会等での提言)
- ④緊急時の対応調整(緊急時に対応が必要な障害者の把握・情報共有、緊急時の対応方法を検討)
- ⑤困難事例への対応(事業所だけでは対応できないケースの際に、後方支援・同行訪問を実施)



## 江東区基幹相談支援センターの設置について（案）

江東区基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域ネットワークの構築、人材育成等、相談支援体制の強化を目的とした、相談支援事業者のサポートを行う施設である。

## 1 実施する事業内容

## (1) 地域相談支援ネットワーク構築

## ① 区内相談支援事業者への訪問の実施

区内相談支援事業者への訪問を実施し、相談支援事業者の現状把握を行い、風通しがよく、互いに顔の見える関係を構築する。

## ② 相談支援事業者連絡会の開催

連絡会の事務局として、会議の企画・運営・議事録を作成し、区へ報告を行う。

## ③ 区内関係機関との連絡調整

関係機関どうしの円滑な連絡・調整をバックアップし、地域ネットワークの構築に取り組む。

## (2) 人材育成

## ① 専門的人材育成を目的とした研修等の実施

サービス等利用計画作成をはじめとする相談支援に必要な知識やスキルの習得を目的とした研修や、ケース検討会を実施し、相談支援事業者の専門性の向上を図る。

## ② 区内相談支援事業者に対する助言・支援

相談支援事業者からサービス等利用計画作成についての相談を受け、助言を行う。また、新規事業者等、実務経験の少ない事業者には同行訪問等を実施し、助言・支援を行う。

## (3) サービス等利用計画作成に関する取り組み

地域の相談支援事業者への引継ぎ

サービス利用を必要とする区民から相談を受けた際には、相談支援事業者へ引き継ぎ、適切なサービス等利用計画作成と必要なサービス導入につなげる。

## (4) 困難ケース等への対応

## ① 困難ケースへの対応

相談支援事業者や、家族、地域住民等から相談のあった困難ケースについて、同行訪問やケース検討会を実施し、適切なサービス等利用計画の作成、必要なサービス導入に向けた支援を行う。

## ② 地域移行支援・地域定着支援

地域での生活を希望する利用者について、円滑な地域移行に向けた相談支援、安定した地域生活の実現に向けた取り組みを行う。

## (5) 地域課題の把握・共有

### ① 地域自立支援協議会への参画

地域自立支援協議会に委員として参画するとともに、専門部会（相談支援部会・精神部会）の事務局としての役割を担い、適切に地域課題の把握・共有を図る。

### ② 高齢・子育て部門との連携

ア ケース対応のバックアップや地域移行支援・地域定着支援において、保健相談所、子ども家庭支援センター、長寿サポートセンター等関係機関と連携し、地域福祉の観点から適切な支援を行う。

イ 高齢・子育て部門と連携し、相互に研修を行う、ケース検討会を行うなど、地域課題の把握・共有に努めるほか、地域ネットワークの構築に取り組む。

## 2 開所日及び開所時間

(1) 開所日：原則、月曜日～金曜日

(2) 開所時間：原則、午前10時から午後7時まで

## 3 事業形態と実施時期

区の委託事業として令和2年度中の開設を目指す。

## 4 実施場所

区所有の施設、又は民間賃貸物件

## 5 事業者に必要な資格要件

指定一般相談支援事業者の指定

指定特定相談支援事業者の指定

## 6 職員配置

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要な人員を配置。

従業者	人員数及び要件
管理者	① 1人以上 ② 原則常勤・専従かつ正規採用職員であること ただし、業務に支障のない場合に限り、他事業との兼務を可とする ③ 障害者の相談支援業務に関する実務経験が通算して5年以上あること
相談支援員	① 以下のいずれかの要件を満たすこと ・ 相談支援専門員の資格を有していること ・ 社会福祉士の資格を有していること

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉士又は保健師の資格を有していること</li> <li>・障害者の相談支援業務に関する実務経験が通算して5年以上あること</li> <li>②営業時間中において、原則常時5名以上出勤している状態であること</li> <li>③専従であること</li> <li>④1名以上は常勤かつ正規採用職員であること</li> <li>⑤相談支援専門員の資格を有している者を3人以上配置すること</li> </ul>
事務員	

## 7 区との連絡会

基幹相談支援センターの運営状況を確認するため、区と基幹相談支援センターは定期的に連絡会を開催する。

(仮称) 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する  
条例案の概要について

1 条例案の概要について

(1) 条例制定の目的

手話を含む障害者の意思疎通手段について、それぞれの障害特性に配慮した意思疎通手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害のある人もない人も分け隔てなく理解しあうことを目的とします。

(2) 用語の定義

- ① 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）のある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしします。
- ② 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしします。
- ③ 意思疎通手段とは、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置、その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段としします。
- ④ 区民とは、区内に居住する人だけでなく、区内で働き、学ぶなど、区内で活動するすべての人としします。
- ⑤ 事業者とは、区内において事業活動を行う法人その他の個人、団体としします。

(3) 区の責務、区民及び事業者の役割

- ① 区は、障害への理解促進及び意思疎通手段の普及に関する施策を推進するものとしします。
- ② 区民は、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- ③ 事業者は、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、利用しやすい環境整備に努めるものとしします。

(4) 施策の実施

- 区は、以下の施策を推進するものとする。
- ① 意思疎通手段の普及のための啓発
  - ② 意思疎通手段の利用に資する環境整備
  - ③ 意思疎通手段を習得する機会の提供
  - ④ 意思疎通手段による情報の発信

## 2 パブリックコメントの実施について

### (1) 実施期間

令和元年8月11日（日・祝）～9月1日（日）

### (2) 周知方法

区報【令和元年8月11日号（パブリックコメント特集号）】

区ホームページ

### (3) 条例案の概要閲覧場所

障害者施策課窓口、こうとう情報ステーション、各出張所、保健所、各保健相談所、各図書館、区ホームページ

### (4) 意見の提出方法

郵送、ファクス、区ホームページ、障害者施策課窓口

### (5) 提出された意見の取り扱い

提出された意見については、条例制定の参考とする。なお、意見に対する個別回答は行わないが、後日、区ホームページにて、提出された意見と、それについての区の考え方を公開予定

## 3 区民説明会の開催について

### (1) 江東区文化センター

8月21日（水）18時30分～ 5階第6～8会議室

### (2) 総合区民センター

8月28日（水）13時30分～ 7階第4～5会議室

## 4 その他

令和2年第1回定例会において提案し、同年4月1日施行予定

## <参 考> 他区の手話言語条例、コミュニケーション条例の制定状況

- ・ 千代田区障害者の意思疎通に関する条例（H28.10.20 施行）
- ・ 墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 荒川区手話言語条例（H30.7.17 施行）
- ・ 板橋区手話言語条例（R1.6.28 施行）
- ・ 足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（H31.4.1 施行）
- ・ 江戸川区手話言語条例（H30.4.1 日施行）